

匿名表現の自由について

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会・制度WG

2025年4月3日

曽我部真裕（京都大学大学院法学研究科）

KYOTO UNIVERSITY

京都大学



プロフィール

曽我部真裕（そがべまさひろ）



京都大学大学院法学研究科教授（憲法・情報法）

1974年生まれ、横浜市出身。聖光学院高等学校、京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程、博士課程（中退）、司法修習生（第54期）、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て2013年から現職。

国立情報学研究所客員教授、放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会委員長、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）代表理事、情報法制研究所（JILIS）副理事長、情報法制学会運営委員、（公財）世界人権問題研究センター研究員など。

『個人情報保護法コンメンタール第1巻（第2版）』（共編、勁草書房）、『情報法概説（第2版）』（共著、弘文堂）、『憲法Ⅰ総論・統治（第2版）』『憲法Ⅱ人権（第2版）』（共著、日本評論社）、『判例プラクティス憲法（第3版）』（共編、信山社）、『デイリー六法（各年度版）』（共編、三省堂）など。

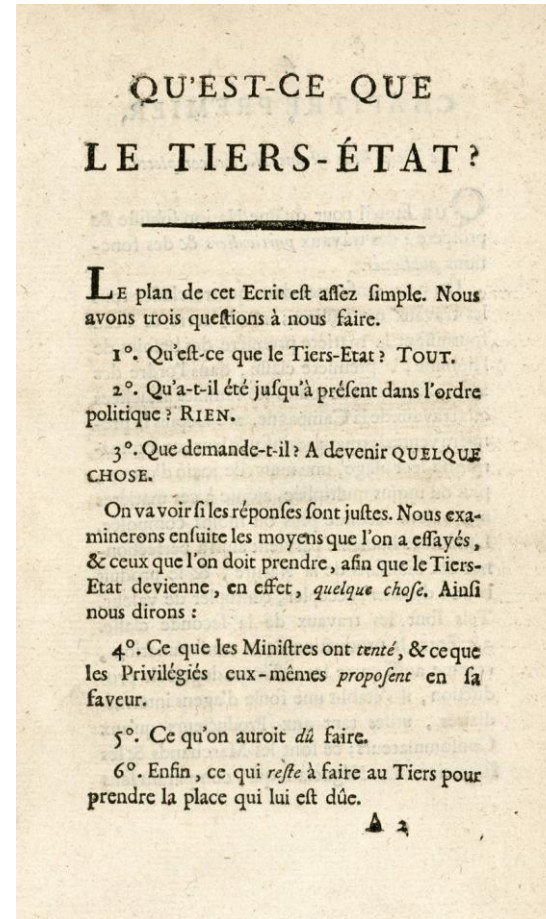
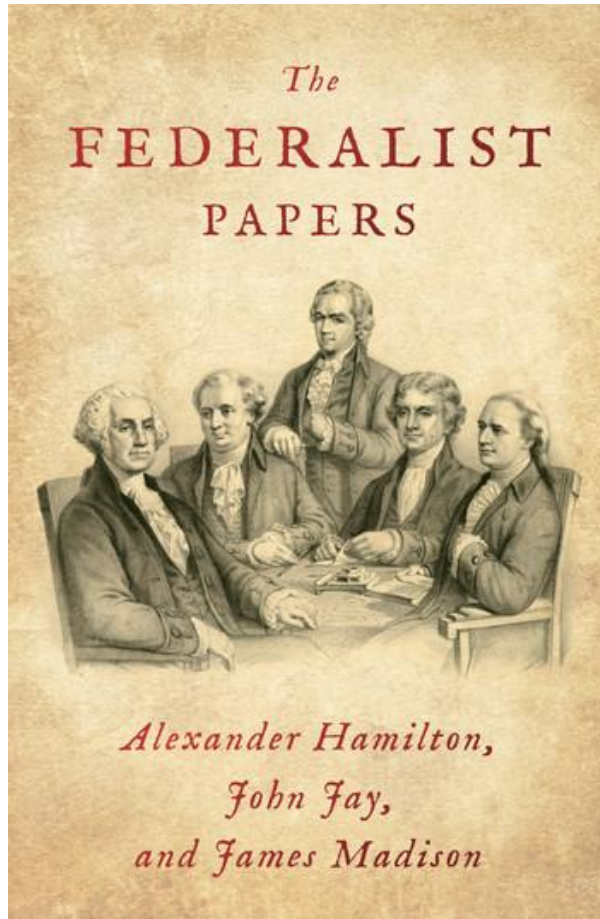
NBLにて監修を仰せつかった「実務問答個人情報保護法」を連載中。

リサーチマップ：<https://researchmap.jp/read0125846>

X（Twitter）：@masahirosogabe

電子メール：sogabe@law.kyoto-u.ac.jp

世界を変えた匿名表現



- （左）アメリカ合衆国憲法の基礎となった『フェデラリスト・ペーパーズ』は「パブリウス」という偽名で発表された。
- （右）フランス革命の理論的基礎となったシエス『第三身分とはなにか』は匿名パンフレットであった。
- その他、匿名表現が歴史を変えた例は少なくない。

アメリカ連邦最高裁判所

Talley v. California事件判決（1960年）

「匿名のパンフレット、リーフレット、小冊子、そして書籍は人間の発展に大きく寄与してきた。歴史的に、迫害を受けてきた集団や組織はしばしば匿名またはまったく姿を見せずに抑圧的行為や法を批判することができた。」

「我々の憲法を批准するために関わったフェデラリストペーパーズはまさにペンネームを用いて出版されたものだった。匿名性がしばしば建設的・目的のために用いられてきたことは明らかである。」

ヨーロッパ人権裁判所

Standard Verlagsgesellschaft MbH v. Austria (No. 3)判決（2021年）

「当裁判所は、インターネットユーザーが身元を明かさないことへの関心も考慮している。匿名性は、長い間、報復や望まずして注目されることを避ける手段であった。そのため、匿名性は、とりわけインターネット上において、意見、アイデア、情報の自由な流れを促進する重要な手段となり得る。」

「インターネット上の匿名性は重要な特徴であるが（…）、当裁判所は、匿名性は場合によっては、混乱や犯罪の防止、あるいは他者の権利と自由の保護といった他の正当な要請に譲歩しなければならないことを認識している」。「これを念頭に置き、当裁判所は、特に政治的な発言や公益に関する討論が関係する場合には、競合する利益は十分な比較衡量テストで評価されなければならないと判断する。」。

日本の憲法学説

市川正人『表現の自由の法理』（日本評論社、2003年） 380頁

表現の自由の保障は、自己の素性を明らかにしないで匿名で表現活動を行うことにも及ぶ（匿名性の保障）。政府や多数者から見て好ましくないと思われるような内容の表現活動を行う者は、素性を明らかにすることによって、「経済的報復、失職、肉体的強制の脅威、および、その他の公衆の敵意の表明」にさらされる可能性が高いのであるから、素性を明らかにしての表現活動しか認めないことは、そのような表現活動を行おうとする者に対して大きな萎縮効果を与えるであろう。実際、欧米では伝統的に、政府に批判的な文書の普及を妨げることを1つの目的として、表現者の氏名を明らかにするような規制がなされてきたのである。このように匿名で表現活動を行う権利が認められなければならない（…）。

日本の憲法学説

渡辺康行ほか『憲法 I 基本権 [第2版] 』（日本評論社、2023年） 230頁
[穴戸常寿執筆]

匿名表現の自由も憲法21条の保護領域に含まれる。匿名表現の自由の保障は、実名が強制されれば萎縮してしまうような少数意見の表明や内部告発を容易にし、公共的な熟議や知る権利にも奉仕する。インターネット上の匿名表現の自由は、通信の秘密（…）により保護されている側面もある。他方で、インターネット上の匿名性が、誹謗中傷等の違法・有害表現を生む一因となっていることも事実である。匿名表現の自由も必要最小限度の制限を受けるが、インターネット上の表現行為について一般的に実名を強制することは許されないと解すべきであろう。

日本の判例・裁判例

大阪市ヘイトスピーチ対処条例事件1審判決（大阪地判2020年1月17日判例自治468号11頁）

匿名による表現活動を行う自由は、憲法 2 1 条 1 項により保障されているものと解されるところ、認識等公表は、対象となる表現活動が条例ヘイトスピーチに該当する旨とともに、当該表現活動を行った者の氏名又は名称を公表するものであるから、当該者の社会的評価を低下させ得るものであるものの、前記ウに説示したとおり、拡散防止措置等により条例ヘイトスピーチについて規制を必要とする程度は高い一方で、拡散防止措置等が合理的なものであることについては、学識経験者等により構成される附属機関に対する諮問が原則として予定されていることに鑑みれば、認識等公表は、公共の福祉による合理的で必要やむを得ない限度の制限にとどまるものというべきである。

日本の判例・裁判例

大阪市ヘイトスピーチ対処条例事件上告審判決（最判2022年2月15日民集76巻2号190頁）

本件各規定の目的は合理的であり正当なものといえることができる。

また、本件各規定により制限される表現活動の内容及び性質は、上記のような過激で悪質性の高い差別的言動を伴うものに限られる上、その制限の態様及び程度においても、事後的に市長による拡散防止措置等の対象となるにとどまる。そして、拡散防止措置については、市長は、看板、掲示物等の撤去要請や、インターネット上の表現についての削除要請等を行うことができると解されるものの、当該要請等に応じないものに対する制裁はなく、**認識等公表についても、表現活動をしたものの氏名又は名称を特定するための法的強制力を伴う手段は存在しない。**

そうすると、本件各規定による表現の自由の制限は、合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものというべきである。

日本の判例・裁判例

高瀬保守「大阪市ヘイトスピーチ対処条例事件判解」法曹時報75巻7号
(2023年) 223頁

本件条例以外にも、ヘイト・スピーチを抑止することを目的とする条例が各地で制定されているが、これらの条例は、制限の対象となる表現行為の内容、態様等（ヘイトスピーチの定義）が本件条例と同一ではなく、また、具体的な制限の態様及び程度についても、本件条例と異なり、一定の場合に、氏名又は団体の名称のみならず、その住所も公表の対象とし、更には刑罰を科すこととしているものもあり、これらの条例について、本判決の射程がそのまま及ぶと解することは困難と思われる。

日本の判例・裁判例

NHK取材源秘匿事件（最決2006年10月3日民集60巻8号2647頁）

取材源の秘密は、取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有するといふべきである。そうすると、当該報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められない場合には、当該取材源の秘密は保護に値すると解すべきであり、証人は、原則として、当該取材源に係る証言を拒絶することができる。

日本の判例・裁判例

署名者戸別訪問事件（名古屋高判2012年4月27日判時2178号23頁）

町の政策に反対する署名をした者に対し、町長の意を受けた職員が「真意を確認するため」戸別訪問を行ったことにつき、「本件戸別訪問は（……）不当な目的を有していた（……）。そして（……）本件戸別訪問にはその態様・手段の点からも表現の自由に対する萎縮効果があった」として、表現の自由、請願権を侵害し違法だとした。

匿名表現に関わる法規定

○政治資金規正法

(寄附の質的制限)

第22条の6 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

第26条の2 次の各号の一に該当する者は、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

四 第22条の6第1項の規定に違反して寄附をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

匿名表現に関わる法規定

＜国会審議＞

【第75回国会 参議院 公職選挙法改正に関する特別委員会（昭和50年6月27日）】

○秋山長造君 政治資金規正法二十二条の六に規定されております匿名寄付の禁止について若干ご質問いたします。この匿名寄付の禁止ということの規定されたそのねらいは何ですか。まあねらいと、通俗な言葉で恐縮ですけども、この趣旨は何ですか

○政府委員（土屋佳照君） 今回の政治資金規正法の改正の大きなねらいの一つが、公開の原則ということでございます。政党その他の政治団体が資金を集めて活動するのは、これは当然のことでございますが、それがどこから出たかということをはっきりとすることは、これは当然のことだろうと思うのでございます。そういった意味では、まあ率直に申し上げて匿名の寄付というような場合、日本の古来の風習から、おれは名前は出したくないんだといったようなお気持ちの方もあろうかと思えますけれども、やはり金がどこから入ってきたかということはきちんとしておきますと、まあわからない部分が残ってしまうと、一まとめにしてそういうものがわからないままにあるということは、これはやっぱりおかしいのではないかと、やはり収支報告はこれは一定の額以下はやりませんが、整理するのはどこから入ってきたんだということはきちんとしていただきたいと、こういう趣旨でございます。

匿名表現に関わる法規定

○ コメント

- 政治献金は、「政治的行為をなす自由」の一環だとされている（八幡製鉄事件判決〔最大判1970年6月24日民集24巻6号625頁〕）。
- 匿名寄付の禁止は、政治的行為をなす自由の制約となりうる。
- ただし、年間合計5万円未満の寄付者は、収支報告書への記載はされないことで、一定のバランスが図られている。
- 他方、合憲性を疑問視する見解もある（毛利透ほか『憲法Ⅱ 人権（第3版）』（有斐閣、2022年）269頁〔毛利透執筆〕、吉原裕樹「憲法における匿名表現の意義 政治資金規正法における匿名寄附の禁止を素材にして」Law&Practice8号（2014年）95頁）。

匿名表現に関わる法規定

○ 公職選挙法

(ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布)

第142条の3

- 1 略
- 2 略
- 3 ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス（……）その他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（以下「電子メールアドレス等」という。）が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

匿名表現に関わる法規定

○ 公職選挙法

(電子メールを利用する方法による文書図画の頒布)

第142条の4

7 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信に当たっては、当該選挙運動用電子メールを利用する方法により頒布される文書図画に次に掲げる事項を正しく表示しなければならない。

- 一 選挙運動用電子メールである旨
- 二 当該選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称
- 三 当該選挙運動用電子メール送信者に対し、前項の通知を行うことができる旨
- 四 電子メールの送信その他のインターネット等を利用する方法により前項の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

匿名表現に関わる法規定

＜国会審議＞

【第183回国会 衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会（平成25年4月11日）】

○宮内委員 （略）ウェブサイトには自分の電子メールアドレスを表示しなければならないことになっておりますけれども、そのような成り済ましということは、技術的には簡単に悪意によって成り済ますことができるというふうに伺っておりますけれども、そのようなことが簡単にできるというふうな認識をお持ちであるかどうかという点、それから、そのことに対する対策について、お考えのところをお聞かせいただきたいと思います。

○橋本（岳）議員 （略）ウェブサイトにおいて選挙運動をする場合に、自分の電子メールアドレスなどを表示してくださいということで、今回規制をかけることとさせていただいております。それは、きちんと責任を持って情報発信をしてくださいという趣旨を持ってするものであります。御指摘のように、そのことについて罰則をかけていないということになっておりますが、表示義務の違反については、表現を萎縮させるようなことになってはいけないよね、個人情報の保護だとか不測の被害などのおそれもあるということで、あえて罰則を設けることはしていないということでございまして、表現の自由というのもあります、ただ同時に、責任ある情報発信をしてほしい、その二つの価値観の中で、今あるような規制を設けることにしたというふうに御理解をいただければありがたいと思っております。

匿名表現に関わる法規定

○著作権法（氏名表示権）

第19条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は**著作者名を表示しないこととする権利**を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

匿名表現に関わる法規定

○情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

（発信者情報の開示請求）

第五条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（……）の開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の**権利が侵害されたことが明らか**であるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき**正当な理由**があるとき。

三 略

2 略

匿名表現に関わる法規定

総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『第3版プロバイダ責任制限法』（第一法規、2022年）105-106頁

本要件〔明らか要件〕については、令和3年改正法の検討時に、円滑な被害者救済を図る観点から、より緩やかなものにすべきかどうかについて、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」において議論がなされた。同研究会の「中間とりまとめ」においては、**本要件を緩やかなもの**とすることで、「**適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねない**ことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多くの構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある」とされ、その後の「最終とりまとめ」においては、「非訟手続によるプロバイダへの開示命令の要件については、現行法と同様の要件を維持することが適当である」とされた。このような提言を受けて、令和3年改正法においても本要件は維持されることとなったものである。

匿名表現に関わる法規定

○情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

（発信者情報の開示請求）

第五条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（……）の開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 略

三 略

2 略

匿名表現の憲法論 匿名表現の価値

- 匿名表現の価値（海野敦史「匿名表現の自由の保障の程度」情報通信学会誌37巻1=2号（2019年）3頁を再整理）
 - 匿名性が確保されることにより、表現者は本音を言いやすくなり、望ましい表現や価値の高い表現の保護に結びつく。
 - 違法な投稿にも使われるが、内部告発やマイノリティの意見発信といった重要な表現活動を促進する。
 - 過去のものとは矛盾する表現や、真の人格の反映とは異なる個性又はイデオロギーに基づく表現も可能になる。
 - 顕名であれば多かれ少なかれ一貫した表現が求められるところ、匿名によってそこから解放される。
 - 匿名表現は、実際の表現内容のみによってその趣旨が受領者に理解されることを可能にする
 - 匿名では信用されないという側面もあるが、反面、例えば、女性の発言は真剣に受け止められない傾向等がある場合に、男性として発言することもできる。

匿名表現の憲法論 プライバシーとの関係

- 匿名性は表現の自由ではなく、プライバシーの問題ではないか？
- 毛利透「アンケート調査による個人情報取得とプライバシー権・表現の自由」判例時報 2408号臨時増刊（2019年）109-113頁。
- （匿名）表現の自由とプライバシーとは重なる。
- プライバシー保護のほうが範囲は広いが、保護の程度はまちまちであり、表現の自由への萎縮効果を考慮することで要保護性を高めることができる。
 - 京都府学連事件の厳格な要件は、デモ参加への萎縮効果を考慮したもの（102頁）
- プライバシー侵害と構成しにくい場合でも、表現の自由への萎縮効果を問題としうるときもある。
 - 公権力の調査であっても、それが回答を強制するものではなく、プライバシー権侵害と構成しにくい場合には、表現の自由への萎縮効果を主張することに独自の意義がある

匿名表現に対する制約の合憲性評価 一般論

小向太郎『情報法入門（第7版）』（NTT出版、2025年）33-35頁

- ① 匿名での表現行為が禁止される（実名表示等の義務づけ）
- ② 匿名で表現しようとした者が自分に関する情報を開示される（発信者情報開示請求や強制捜査による開示）
- ③ 匿名で表現する手段が禁止される（匿名化システム・匿名掲示板・匿名SNS等の提供禁止）

匿名表現に対する制約の合憲性評価 一般論

- 合憲性については、匿名表現の意義に照らし、慎重な比較衡量が必要。
- ①については、「このような規制が許容されるのは、規制が必要不可欠と考えられる限定的な場面で合理性のある範囲が対象となる場合に限られる」
（小向・前掲33頁）。
- ②については、発信者情報開示の要件論を参照し、開示の必要性・許容性を個別に判断し、手続的保障（不十分な場合には実体的要件を加重）も考慮しつつ検討。
- ③については、場合により①に近づく場合もあり、②に近づく場合もあるので、個別の検討がより一層必要。

SNSにおける本人確認と匿名表現の自由の関係について

- 匿名での書き込みを禁止する場合
- 匿名での書き込みを禁止することは、上記①に該当。
- SNS一般（大手に限る場合も同様）で義務付けることは、個別の比較衡量を経ずに匿名性を剥奪するもので、違憲と言わざるを得ない。
- 韓国憲法裁判所2012年8月23日判決が、より緩やかな「制限的本人確認制」についても必要性を欠く（LRAがある）として違憲判断をしたことが知られる（金光石「韓国におけるインターネット匿名性の問題」阪口正二郎ほか（編）『なぜ表現の自由か 理論的視座と現況への問い』（法律文化社、2017年）251頁）。

SNSにおける本人確認と匿名表現の自由の関係について

- 法律で本人確認を義務付けるが、匿名での書き込みを禁止しない場合
- 匿名表現の自由は直接的には侵害されないが、SNS事業者による開示があれば匿名性が破られる。
- 開示が発信者情報開示手続によるのであれば、相当な保障があるといえ、そこだけ見れば違憲とは言えないのではないか。
- ただ、アカウントには長期にわたる発言が紐づくこと、アカウントにフォロワーがつくことを考えれば、アカウント作成は重要な行為。漏えい等のリスクのほか、漠然とした不安も与えることも踏まえれば、本人確認を求めることによる萎縮効果は小さい。
- 本人確認の範囲・程度は、本人確認義務の目的との関係で最小限に考えるべき。冗長性確保の趣旨も含め、メールアドレスや電話番号の確認に留めるなど。
 - 携帯電話番号は、別途本人確認の対象となっており、最終的には原則として住所氏名に到達可能なはず。そうだとすれば、それ以上の情報の授受を伴うマイナンバーカードでの確認は適当ではない。
 - また、マイナンバーカードはすべての者が保有しているわけではなく、その他の手段も含め、本人確認手段がないためにアカウント作成ができないという事態は可及的に避けるべき。

SNSにおける本人確認と匿名表現の自由の関係について

- SNS上にアカウントを作成する際に「本人確認を行うオプション機能をユーザーに提供すること」を義務づける法律を制定する場合

※英国（OSA）では、ユーザーが本人確認を行っていないユーザーと交流しないこと（未認証ユーザーからのメッセージやリプライを受け取らないよう設定できること）を選択できることを目的として、成人ユーザーに対して、本人確認のオプションの提供を義務付けている。

- 当該オプション機能にどのような効果が付与されるかによる。また、義務付ける目的にもよる。
 - リスクの高い機能を利用するには本人確認が必要、といったことは考えられるか。法令で書ききれるか。
- 当該機能の利用が実際上も任意に選択できるような状況であれば、匿名表現との関係では憲法上問題ないのではないか。
- 別途、事業者の自由の制約の観点からの合憲性が問題となる。
 - 他のユーザーが望まない交流を避けるための手段としての合理性。

もう一つの論点：「裏アカ」保有の自由

- 本人確認をすることによって、仮に複数アカウントの保有に制約がかかるとすれば、それを許容できるか。
- 同一サービスで複数のアカウントを保有することが常態化している。
- 異なる目的、方針、共有範囲での利用であり、一本化を強いることは表現の抑止につながる。
- 複数アカウントを保有してSNSを利用することも、表現の自由として保障されと考えられる。
- 本人確認義務の導入をすることで、複数アカウント保有の自由への配慮が必要。